

# 瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱

〔平成25年3月29日〕  
〔告示第73号〕

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 住宅関連助成金等事業（第3条・第4条）
- 第3章 耐震関連助成金（第5条—第12条）
- 第4章 助成金等の制限（第13条）
- 第5章 交付決定の取消し及び助成金等の返還（第14条・第15条）
- 第6章 補則（第16条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、町の区域内（以下「町内」という。）の住宅に耐震診断、耐震改修若しくは簡易耐震改修を行い、又は簡易耐震改修を行った者に対し、予算の範囲内で住宅関連助成金等を交付することにより、町民の生活の安定に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う耐震診断をいう。
- （2）診断機関 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会に属している者で、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町又は檜原村の区域内に事業所を置いて営業をしているもの

イ 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱（平成18年9月1日18都市建企第68号）による耐震診断事務所の登録を受け、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂

町、日の出町、奥多摩町又は檜原村の区域内に事業所を置いて営業をしている者

- (3) 戸建て住宅 延べ床面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているもののうち、販売又は賃貸を目的としないものをいう。
- (4) 耐震改修 耐震診断の結果に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修等のうち、簡易耐震改修に該当しないものをいう。
- (5) 耐震改修工事 次の条件に該当する工事をいう。
  - ア 町内に事業所を有する建築工事業の許可を受けた者が行うこと。
  - イ 耐震診断の結果、1.0未満と診断された住宅の上部構造評点を1.0以上にするものであること。
- (6) 簡易耐震改修 耐震診断の結果に基づき地震に対する安全性の向上を目的として行う住宅の改修等で、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している防災ベッド又は耐震シェルターを設置する方法で行われるものをいう。
- (7) 高齢者等戸建て住宅 木造の戸建て住宅で、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 居住する世帯の年間所得が200万円以下であること。
  - イ 居住する世帯が65歳以上の者(以下「高齢者」という。)若しくは未成年者又は身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級若しくは2級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者で構成されていること。
- (8) 個人住宅 自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (9) 併用住宅 建築物に個人住宅の部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他自己の居住の用に供する部分以外のものがある住宅をいう。
- (10) 町税等 町税及び国民健康保険税をいう。
- (11) 助成対象住宅 別表第1助成等の対象の欄に定める住宅をいう。
- (12) 助成対象者 別表第1助成等の対象者の欄に定める者をいう。

## 第2章 住宅関連助成金等事業

### (住宅関連助成金等事業)

第3条 住宅関連助成金等を交付する事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 瑞穂町住宅耐震診断費助成事業
- (2) 瑞穂町耐震改修費助成事業
- (3) 瑞穂町簡易耐震改修費助成事業

第4条 前条に掲げる事業の内容は、別表第1のとおりとする。

## 第3章 耐震関連助成金

### (耐震関連助成金の交付申請)

第5条 第3条第1号から第3号までに掲げる事業の助成金（以下「耐震関連助成金」という。）の交付を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、耐震関連助成金の支払総額が当該年度の予算額を満たしたときは、その日を申請期限とする。

- (1) 瑞穂町耐震関連助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 別表第2に定める書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、町長は、同項各号に掲げる書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

### (耐震関連助成金の交付決定等)

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、耐震関連助成金を交付すると決定したときは瑞穂町耐震関連助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定したときは瑞穂町耐震関連助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

### (耐震診断等の完了報告)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下この章において「交付決定者」という。）は、耐震診断、耐震改修又は簡易耐震改修（以下「耐震診断等」という。）が完了したときは、別に定める日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 瑞穂町耐震診断・耐震改修・簡易耐震改修完了報告書（様式第4号）
- (2) 瑞穂町住宅耐震改修工事監理報告書（様式第5号。第3条第2号に規定する事業に限る。）
- (3) 別表第3に定める書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（耐震関連助成金の交付額確定）

第8条 町長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、耐震関連助成金を交付することが適当と認めるときは、当該助成金の交付額を確定し、瑞穂町耐震関連助成金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。  
（耐震関連助成金の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに、瑞穂町耐震関連助成金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに、耐震関連助成金を交付決定者に交付するものとする。  
（耐震診断等の変更又は中止）

第10条 交付決定者は、耐震診断等の内容を変更し、又は中止しようとするときは、瑞穂町耐震関連助成金変更・中止承認申請書（様式第8号）に次項に規定する確認を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、上部構造評点に影響しない軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前項の規定による変更は、改修後の上部構造評点が1.0以上となることについて、診断機関による確認を受けなければならない。  
（耐震診断等の変更又は中止の承認等）

第11条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、瑞穂町耐震関連助成金変更・中止承認・不承認通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に規定する承認を受けなければ、耐震診断等の変更又は中止をすることができない。  
（指導及び助言）

第12条 町長は、交付決定者に対し住宅の地震に対する安全性の向上を図るための指導及び助言をすることができる。

#### 第4章 助成金等の制限

(助成金等の制限)

第13条 第3条第1号から第3号までに掲げる事業の助成金等は、対象となる住宅1棟に対し、それぞれ1回を限度として受けることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号及び第3号に掲げる事業の助成金については、対象となる住宅1棟に対し、どちらか1回に限り受けることができる。

#### 第5章 交付決定の取消し及び助成金等の返還

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定されている住宅関連助成金等の全部又は一部を取り消すことができる。当該助成金等の交付の額の確定後も同様とする。

(1) 耐震改修又は簡易耐震改修の内容を変更し、又は中止した場合で、交付決定されている額に変更があったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により住宅関連助成金等の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により住宅関連助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、瑞穂町住宅関連助成金等交付決定取消通知書(様式第10号)により、住宅関連助成金等の交付決定を受けた者(以下この章において「交付決定者」という。)に通知するものとする。

(助成金等の返還)

第15条 町長は、前条の規定による取消しをした場合で、当該取消しに係る住宅関連助成金等が交付決定者に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命じることができる。

#### 第6章 補則

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。  
（瑞穂町住宅改修等補助金交付要綱の廃止）
- 2 瑞穂町住宅改修等補助金交付要綱（平成21年告示第47号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成26年4月1日以降に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成28年4月1日以降に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月29日告示第58号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成29年4月1日以降に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、な

お従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 59 号）  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の瑞穂町住宅関連助成金等交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に申請された助成金等の交付について適用し、同日前に申請された助成金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日告示第 77 号）  
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日告示第 81 号）  
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条関係）

事業	助成等の対象	助成等の対象者	助成金等の 交付額
瑞穂町 住宅耐 震診断 費助成 事業	町内の木造の戸建て住宅で、昭和 56 年 5 月以前に建築工事が着工されたものとする。	次に掲げる条件に該当する者とする。 （1）申請日において町内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する助成対象住宅を所有する個人 （助成対象住宅の所有権が共有	耐震診断に要した経費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額 （ただし、その算出額が 10 万円を超えるときは、10

		<p>(以下「共有」という。)のときは、共有者の全員によって合意された代表者)であること。</p> <p>(2) 町税等のうち、納期が到来しているものについて、完納していること(共有のときは、共有者全員)。</p>	<p>万円)とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>瑞穂町耐震改修費助成事業</p>	<p>町内の木造の戸建て住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 昭和56年5月以前に建築工事が着工されていること。</p> <p>(2) 耐震改修を行う前に耐震診断を受け、評点が1.0未満であること。</p> <p>(3) 耐震改修を行った後の上部構造評点が</p>	<p>次に掲げる条件に該当する者とする。</p> <p>(1) 申請日において町内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する助成対象住宅を所有する個人(共有のときは、共有者の全員によって合意された代表者)であること。</p> <p>(2) 町税等のうち、納期が到来しているものについて、完納していること(共有のときは、共有者全員)。</p>	<p>耐震改修に要した経費の額に2分の1を乗じて得た額(ただし、その算出額が100万円を超えるときは、100万円)とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる</p>



	<p>1. 0以上となること。</p> <p>(4) 行われた耐震改修が建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の規定に違反していないこと。</p> <p>(5) 行われた耐震改修について、工事監理及び中間検査を受けていること。</p>		<p>ものとする。</p>
<p>瑞穂町 簡易耐震改修 費助成 事業</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する住宅で、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表している防災ベッド又は耐震シェルターを設置する工事とする。</p> <p>(1) 耐震診断を受けた結果、</p>	<p>次に掲げる条件に該当する者とする。</p> <p>(1) 申請日において町内に住所を有し、自己の住宅の用途に供する助成対象住宅を所有する個人（共有のときは、共有者の全員によって</p>	<p>簡易耐震改修に要した経費の額に10分の6を乗じて得た額（ただし、その算出額が50万円を超えるときは、50万円）</p>

	<p>上部構造評点が1.0未満の住宅</p> <p>(2) 高齢者等戸建て住宅</p>	<p>合意された代表者)であること。</p> <p>(2) 町税等のうち、納期が到来しているものについて、完納していること(共有のときは、共有者全員)。</p>	<p>とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---	--	--

別表第2 (第5条関係)

事業	書類
<p>瑞穂町住宅耐震診断費助成事業</p>	<p>(1) 耐震診断の費用の見積書の写し</p> <p>(2) 助成対象住宅の建築時期が確認できる書類</p> <p>(3) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類</p> <p>(4) 助成対象者に係る町税等の納税証明書</p> <p>(5) 申請者が共有者全員により合意された代表者であることを確認できる書類(助成対象住宅が共有のときに限る。)</p>
<p>瑞穂町耐震改修費助成事業</p>	<p>(1) 耐震改修の費用の見積書の写し</p> <p>(2) 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>(3) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類</p> <p>(4) 助成対象者に係る町税等の納税証明書</p> <p>(5) 申請者が共有者全員により合意された代表者であることを確認できる書類(助成対象住宅が共有のときに限る。)</p>
<p>瑞穂町簡易耐震改修費助成事業</p>	<p>(1) 簡易耐震改修の費用の見積書の写し</p> <p>(2) 耐震診断結果報告書の写し</p> <p>(3) 助成対象住宅の所有者が確認できる書類</p> <p>(4) 申請者の世帯全員分の住民票の写し</p> <p>(5) 申請者の世帯全員分の年間所得が証明で</p>

	<p>きる書類</p> <p>(6) 身体障害者手帳の障害の等級が1級又は2級の手帳の写し(世帯に該当者がいるときに限る。)</p> <p>(7) 助成対象者に係る町税等の納税証明書</p> <p>(8) 申請者が共有者全員により合意された代表者であることを確認できる書類(助成対象住宅が共有のときに限る。)</p>
--	--

別表第3 (第7条関係)

事業	書類
瑞穂町住宅耐震診断費助成事業	(1) 耐震診断の結果の報告書の写し
	(2) 耐震診断の費用の領収書の写し
瑞穂町耐震改修費助成事業	(1) 耐震改修に要した費用の明細書及び領収書の写し
	(2) 耐震改修に係る契約書の写し
	(3) 改修状況の写真(改修前、改修中及び改修後の状況が確認できるもの)
	(4) 検査済証の写し(建築確認申請を行ったときに限る。)
瑞穂町簡易耐震改修費助成事業	(1) 簡易耐震改修に要した費用の明細書及び領収書
	(2) 簡易耐震改修に係る契約書の写し
	(3) 改修状況の写真(改修前、改修中及び改修後の状況が確認できるもの)
	(4) 検査済証の写し(建築確認申請を行ったときに限る。)